

保育所（園）入所を希望される保護者の皆さんへ

保育料についてのお願い

1. 保育料は、お子様が保育所（園）における生活を快適に暮らすために必要な費用の一部に充てられる利用者負担分です。保育所（園）は、皆様にご負担いただく保育料に加え、国や県、町からの負担金（税金）で運営しています。これには保育所の利用がない町民の方の税金も含まれております。
2. 保育料は、入所されている児童の保護者等の町民税によって決まるもので、それぞれの家庭の収入に応じて、負担していただいております。
3. 保育料には国で定める基準がありますが、巨理町では皆さんの負担の軽減を図るため、国の基準よりも低く定めております。
4. 保育料の納入は、公立・私立の保育所（園）は巨理町に、地域型保育施設は各施設へ納めていただきます。
保育所（園）への納入方法は、口座振替方式（金融機関に口座振替の手続きを行い、自動引落で納める方式）になります。
地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。
5. 巨理町では、入所（園）が決定しその手続きを行っていただく際に、保育料納付に関する誓約書を提出いただいております。
これは、近年の町財政事情の厳しい状況を踏まえ、保育料の未納解消に積極的に取り組む施策の一環として、また、保護者の皆さんに保育料に関する認識を深めていただくと共に、納期限内の納付に努めていただくようお願いするものです。

巨理町子ども未来課 子育て支援班
TEL 0223-34-1225